

戸籍法の一部改正に関するQ&A

Q 今回の法改正によって、戸籍のルールの中のどのような点が変わるのですか？

A 大きくは2つです。1つは結婚や養子縁組などの届出の際の本人確認などが法律上のルールになるということです。もう1つは戸籍の証明書を取得する要件や手続きなどが厳しくなるということです。

Q どうして届出の際の本人確認などを法律上のルールにするのですか？

A 戸籍は、国民の身分関係が記載される大切な帳簿ですから、常に正しい内容である必要があります。ところが最近、他人が勝手にその届出をして、戸籍に真実でない記載がされるといった事件が起こっています。そこで、戸籍に真実でない記載がされないようにするため、届出の際の本人確認などを法律上のルールにすることとしたのです。

Q 具体的にはどのような取扱いがされるのですか？

A 結婚、離婚、養子縁組、養子離縁、認知という5つの届出（以下「結婚などの届出」と言います。）について、必ず戸籍の窓口に来られた方の本人確認を行うこととなります。そして、届出人の本人であることの確認ができなかった場合には、確認できなかったご本人に対して、「結婚などの届出」が受理されたことを通知することとなります。さらに、自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、「結婚などの届出」を受理しないように申出をすることができるようになります。

Q 本人確認はどのような方法で行うのですか？

A 戸籍の窓口に来られた方について、運転免許証、写真付きの住民基本台帳カードなどの書類の提示を受ける方法によって本人確認を行います。

Q 戸籍の証明書を取得する要件や手続きなどを厳しくするのは、どうしてですか？

A 戸籍の証明書には、結婚したことや離婚したことなどの個人情報が記載されていますから、他人に不正に取得されないようにする必要があります。ところが、戸籍の証明書についても、最近、不正に他人の戸籍の証明書を取得するという事件が発生しています。

そこで、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍の証明書を取得する要件や手続きなどを厳しくすることとしたのです。

Q 具体的にどのように厳しくなるのですか？

A 他人の戸籍の証明書を取得するには、自分の権利を行使したり、自分の義務を履行

したりするために戸籍の証明書が必要な場合や、国または地方公共団体の手続きに戸籍の証明書が必要な場合など、正当な理由がある場合に限ることになります。そして、そのような正当な理由があることを、請求書に詳しく記載することが必要となります。

また、戸籍の証明書を請求する際にも、必ず本人確認を行うこととなります。本人確認の方法は、結婚などの届出の際の本人確認と同じように、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの書類の提示を受ける方法によって行います。さらに、代理人や使いの方が請求する場合は、委任状などの書面による代理権限の確認も行います。

Q その他に法律が改正された点がありますか？

A 不正な手段で他人の戸籍の証明書を取得した者に対しては、新たに刑罰が科されることとなります。

※ご不明な点がある場合には、下記までお問合せ下さい。

市民課千代田窓口センター	0299-59-2111	(内線 1131～1138)
市民課霞ヶ浦窓口センター	029-897-1111	(内線 2301～2304)